
2021(令和3)年民法改正に対する
『2022-23解きまくり! 民法 I・II』の
対応について

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 226296

KL22629

はじめに

近年、社会問題となっている所有者不明土地に対処するため、「民法等の一部を改正する法律」および「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（相続土地国庫帰属法）が、2021（令和3）年4月21日に成立し、同月28日に公布されました。両法律は、所有者不明土地の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から、民法・不動産登記法を始めとする民事基本法制を総合的に見直すものです。

すなわち、「発生予防」の観点から、①不動産登記法の改正により、相続登記や住所変更登記の申請が義務化され、また、②相続土地国家帰属法により、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を手放し国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されました。「利用の円滑化」の観点から、③民法の改正により、所有者不明土地管理制度などが創設され、また、相隣関係、共有、遺産分割など関係する規律が見直されました（以下「2021年民法改正」）。

これらのうち、③の2021年民法改正は、2023（令和5）年4月1日に施行されますので、2023年度の公務員試験の民法では、2021年民法改正も出題対象となります。

ところで、2023年度公務員試験の受験生に提供される講座（以下「23年度向け講座」）において使用するインプット用のテキスト（『Kマスター民法Ⅰ』（KU22016）、『Kマスター民法Ⅱ』（KU22017）など）では、テキスト制作時には2021年民法改正の施行時期は不明でしたが、2023年度の公務員試験の民法で出題対象になっても対応できるようにするため、改正前の規定の説明と改正後の規定の説明を併記することにしました。したがって、23年度向け講座のインプット用のテキストについては、2023年度の公務員試験に向けて、新たな対応をする必要は特にありません。

他方、23年度向け講座（国家総合職試験を対象とする講座を除きます）において使用するアウトプット用のテキストである『2022-23年合格目標 公務員試験 本気で合格！過去問解きまくり！ ⑩民法Ⅰ』（KD00732）、『同⑩民法Ⅱ』（KD00733）（以下『22-23解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』）は、題名のとおり、2022年度公務員試験の受験生が使用することも想定して、2021年11月に発行されたため、2022年度の公務員試験の民法で出題対象になっていない2021年民法改正には対応していません。したがって、『22-23解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』については、2023年度の公務員試験に向けて、2021年改正民法に対応する必要があります。

ます。

本冊子は、2021年民法改正に対する『22-23 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』の対応をまとめたものです。

本冊子における『22-23 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』の対応は、次の2点です。

第1に、『22-23 解きまくり！民法Ⅰ』のうち、「第2編 物権／第3章 所有権」の「SECTION① 所有権」と「SECTION② 共有」インプット部分については、2021年民法改正に対応するために大幅に修正する必要があります。もっとも、24年度向け講座において使用するアウトプット用のテキストである『23-24 解きまくり！民法Ⅰ』（KD00750）がすでに2022年11月に発行されており、同書では2021年民法改正に対応しています。そこで、本冊子に『23-24 解きまくり！民法Ⅰ』の上記インプット部分を掲載することによって、『22-23 解きまくり！民法Ⅰ』の対応とすることにしました。

第2に、『22-23 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』に掲載されている過去問についても、2021年民法改正に対応するために、問題文の修正（改題）および解説の修正をする必要がある問題が数問存在します。これらの問題については、訂正表の形で、どのような修正をすればいいのかを示すことにしました。なお、『22-23 解きまくり！民法Ⅱ』のインプット部分については、2021年民法改正に対応するために部分的に修正する箇所がありましたが、『22-23 解きまくり！民法Ⅰ』のインプット部分と異なり、大幅に修正する必要はありませんでした。そこで、過去問の修正と同様、訂正表の形で対応することにしました。

受講生の皆様におかれましては、本冊子を活用して、2021年民法改正に対応していただきたいと存じます。

最後に、受講生の皆様が合格を勝ち取り、公務員としてご活躍されることを心より祈念いたします。

2023年2月吉日

株式会社 東京リーガルマインド
LEC総合研究所 公務員試験部

第3章 SECTION

1

所有権・用益物権・占有権

所有権

1 所有権の意義

所有権とは、特定の物を自由に**使用・収益・処分**できる権利をいいます（206条）。所有権は、「**法令の制限内**」で認められます（206条）。その例は、都市計画法、建築基準法、土地収用法など行政法に多いです。また、所有権は、**公共の福祉**による制約に服するほか（1条1項）、**権利濫用法理**によって制限されます（同条3項）。

土地所有権は、その**土地の上下**に及びます（207条）。もちろん無限にというわけではなく、土地所有者の利用可能な範囲に限られます。

2 相隣関係

(1) 意義

通常、土地は他の土地と隣接していますから、ある土地の利用は隣接の土地の利用に対し必然的に何らかの影響を及ぼします。そこで、**隣接する土地所有権相互の関係（相隣関係）**を調整する規定が設けられています（209条～238条）。

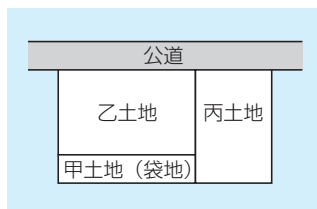
以下、公務員試験で出題されたことがある規定、および2021（令和3）年改正の対象となった規定を中心に説明します。

(2) 隣地使用権

土地の所有者は、①境界・その付近の障壁・建物その他の工作物の築造・収去・修繕、②境界標の調査・境界に関する測量、③233条3項による枝の切り取り（後述）のために**必要な範囲内**で、**隣地を使用できます**（209条1項本文）。ただし、**住家**については、**居住者の承諾**がなければ、立ち入ることはできません（同項但書）。**判決をもってこの承諾に代えること**（民事執行法177条）は**できません**（通説）。

隣地の使用に際しては、隣地所有者・隣地使用者（＝隣地を現に使用している者。賃借人等）のために**損害が最も少ない**日時・場所・方法を選ぶ必要があります（209条2項）、かつ、その目的・日時・場所・方法を隣地所有者・隣地使用者に**あらかじめ通知**する必要がありますが、**事前の通知が困難**なときは、**使用開始後、遅滞なく通知**すれば足ります（同条3項）。隣地の利用により損害を受けた隣地所有者・隣地使用者は、その**償金**を請求できます（同条4項）。

(3) 公道に至るための他の土地の通行権（隣地通行権）



INPUT

【事例】

A所有の甲土地，B所有の乙土地，C所有の丙土地が上図のような位置関係にある場合，Aは，乙土地または丙土地を通らなければ，公道に出ることができません。Aは乙土地または丙土地に通路を作って通行することができるでしょうか。

① 原則

他の土地に囲まれて公道に通じない土地（**袋地**）の所有者，または池沼・河川・水路・海または高い崖を経てしか公道に至ることができない土地（**準袋地**）の所有者は，公道に至るため，その土地を囲んでいる**他の土地**（旧来の呼称は**圍繞地**）を**通行することができます**（**隣地通行権**。210条1項・2項）。通行の場所と方法は，通行権を有する者のために必要であり，かつ，他の土地のために**最も損害の少ないもの**でなければなりません（211条1項），必要があれば，**通路を開設**することもできます（同条2項）。ただし，通行権者は，その通行する他の土地の損害に対して**償金**を支払わなければなりません（通路の開設による損害以外に対する償金は1年ごとの定期払いも可能です。212条）。

事例では，甲土地の所有者Aは，公道に出るために，乙土地または丙土地（いずれになるかは，Aにとっての必要性と乙土地・丙土地の負担の程度から相関的に判断します）を通行できます。必要なら，乙土地または丙土地に通路を開設することもできます。なお，Aから甲土地（袋地）の所有権を取得したDが，BやCに対して通行権を主張するのに**登記は不要**です（最判昭47.4.14）。通行権は袋地の所有者に法律上当然に認められる権利であり，その所有者がだれかにより権利の内容は変わらないからです。

② 分割・一部譲渡により袋地が生じた場合の特則

（準）袋地が土地の**分割**や**一部譲渡**によって生じた場合（たとえば，事例で，甲土地と乙土地はもともと一筆の土地であり，AとBが共有していたが，分割されて，甲土地がA，乙土地がBに帰属することになった場合），袋地所有者（A）は，他の分割者（B）の所有地（乙土地＝**残余地**）の**みを通行できます**（213条1項前段・2項）。この場合，**償金の支払いは不要**です（同条1項後段）。袋地が生ずることがわかっている以上，通行路の必要性も当然予期できたはずだからです。

なお，213条の通行権は，残余地が**第三者に譲渡（特定承継）**されても，**消滅しません**（最判平2.11.20）。この場合の通行権は，袋地に付着した物権的権利で，残余地自体に課せられた物権的負担と解すべきものだからです。

第3章

所有権
・
用益物権
・
占有権

第3章 SECTION 1

所有権・用益物権・占有権

所有権

(4) 継続的給付を受けるための設備の設置権等

土地の所有者が、他の土地に設備を設置し、または他人が所有する設備を使用しなければ、電気・ガス・水道水の供給その他これらに類する**継続的給付**（電話・インターネット等）を受けることができないときは、継続的給付を受けるため**必要な範囲内**で、他の土地に設備を設置し（**設備設置権**）、または他人が所有する設備を使用すること（**設備使用权**）ができます（213条の2第1項）。この継続的給付を受けるための設備設置権・設備使用权については、隣地使用権・隣地通行権と同様の規律が設けられています（同条2項～7項・213条の3）。

(5) 境界標の設置

土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、**境界標**（土地の境界を表示するもの）を設置できます（223条）。この**設置および保存の費用**は、双方にとって利益となりますから、相隣者が**等しい割合で負担**しますが、**測量の費用**は、土地の広狭で異なりますから、**土地の広狭に応じて分担**します（224条）。

(6) 竹木の枝の切除・根の切取り

① 隣地の竹木の枝

土地の所有者は、隣地の竹木の**枝**が境界線を越えるときは、その**竹木の所有者**（竹木が数人の共有に属するときは各共有者）に、その枝を**切除させることができます**（233条1項・2項）。

ただし、例外として、(ア)竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、相当の期間内に切除しないとき、(イ)竹木の所有者やその所在を知ることができないとき、(ウ)急迫の事情があるときは、**土地の所有者**が自ら越境した枝を**切り取ることができます**（同条3項）。

② 隣地の竹木の根

隣地の竹木の**根**が境界線を越えるときは、**土地の所有者**が自らその根を**切り取ることができます**（233条4項）。

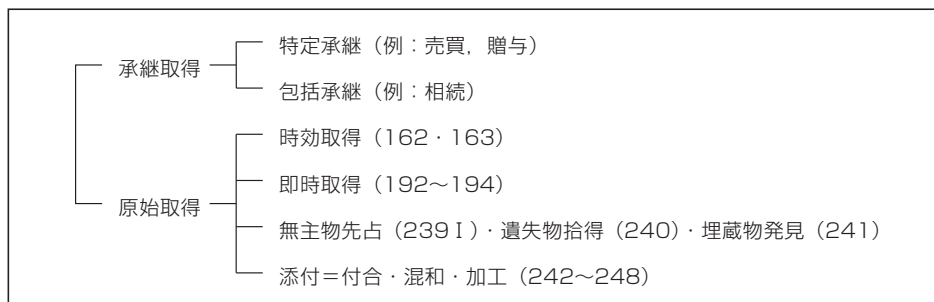
3 所有権の取得

(1) 承継取得と原始取得

所有権の取得には、前主の所有権を承継する**承継取得**と、前主の所有権と無関係に取得する**原始取得**があります。さらに、承継取得には、前主の個々の権利を承継する特定承継（売買など）と、前主の権利を一括して承継する包括承継（相続

INPUT

など)があります。民法の所有権で規定するのは、すべて原始取得です(239条以下)。



無主物先占 野生動物の捕獲のように、所有者のない(無主の) **動産**を**所有の意思をもって占有した者は**, その所有権を取得します(239条1項)。これに対して、所有者のない**不動産**は, **国庫に帰属**します(同条2項)。

(2) 添付

所有者の異なる2個以上の物が合わさって1個の物になったり(付合・混和), 物に他人の工作が加わって新たな物が作り出された場合(加工)を総称して**添付**といいます。

添付について, 民法は, ①社会経済的見地から, 1個の物(新たな物)としての所有権を認め, **復旧を禁止**したうえで(強行規定), ②1個の物(新たな物)の**所有権の帰属者**や所有権を失う者に対する救済規定(任意規定)を定めています。

【添付】

	結合物	所有権の帰属
不動産の付合	不動産 + 動産	原則→不動産の所有者(242本文)
		権原による場合→動産所有権存続(242但書)
動産の付合	動産 + 動産	主従の区別ができる場合 →主たる動産の所有者(243・245)
混和	動産	主従の区別ができない場合 →価格割合による共有(244・245)
加工	材料 + 工作	原則→材料の所有者(246 I 本文)
		①工作による増価が材料価格を著しく超える場合 ②加工者が材料の一部を提供したときで, その材料価格と工作による増価分の和が他人の材料価格を超える場合 →加工者(246 I 但書・II)

第3章

所有権・用益物権・占有権

第3章 SECTION 2 所有権・用益物権・占有権 共有

1 序説

(1) 共有の意義

共有とは、1つの物を複数人が共同で所有することをいいます。

【事例】

A・B・Cが、各3分の1の持分割合で、①甲土地、②乙建物、③丙自動車を共有していました。

(2) 共有の成立

共有は、①**当事者の意思表示**または②**法律の規定**によって成立します。①は、数人が資金を出し合って1つの物を購入した場合、②は、被相続人所有の不動産を複数の相続人が共同相続した場合（898条）が典型例です。

(3) 共同所有の諸形態（共有・合有・総有）

(2)の例が民法上の所有権（249条以下）に規定する**共有**（狭義）であり、共同所有の原則形態です。もっとも、民法は、その他の共同所有も広く「共有」（広義）と呼んでいますが、学説上は、**合有**、**総有**と呼んで、狭義の共有と区別します。

【共有・合有・総有】

	具体例	人的共同関係	持分の有無	持分の処分	分割請求
共有	共同相続財産 (898)	×	○	○	○ (256 I 本文)
合有	組合財産 (668)	○	△ (潜在的)	×	×
総有	入会権 (263) 権利能力のない 団体の財産	○	×	×	×

2 持分

(1) 持分の意義

持分とは、各共有者が共有物に対して有する権利（**持分権**）をいいますが（252条・253条2項・255条等）、持分権の量的割合（**持分の割合**）を意味する場合もあります（249条・250条・253条1項・261条等）。

(2) 持分の割合

持分の割合は、**共有者間の合意**または**法律の規定**（244条・900条等）によって

INPUT

定まります。それが不明な場合は**相等しいものと推定**されます（250条）。

(3) 持分の放棄・相続人の不存在

共有者の1人が、**持分を放棄**したとき、または死亡して**相続人がない**ときは、その持分は**他の共有者に帰属**します(255条)。事例で甲土地を共有する場合において、Aが自己の持分を放棄したとき（または死亡して相続人がないとき）、その持分はBとCに（2分の1ずつ）帰属します。

なお、共有者の相続人が不存在でも特別縁故者（被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者等）がいる場合、判例は、**特別縁故者への財産分与（958条の2）を優先**させます（最判平元.11.24）。

(4) 持分の処分

持分は所有権の本質を有するから、各共有者は、自己の**持分を自由に（他の共有者の同意なしに）処分（譲渡・担保権の設定・放棄等）**することができます。

3 共有の内部関係

(1) 共有物の使用

各共有者は、**共有物の全部**について、その**持分に応じた使用**をすることができます（249条1項）。たとえば、事例で丙自動車を共有する場合、A・B・Cは、持分割合に応じた時間・回数で、丙自動車の全部を使用できます。収益についても同様です。

もともと、共有物を使用する共有者は、①別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、**自己の持分を超える使用の対価を償還する義務**を負います（同条2項）。また、②その使用につき**善管注意義務**を負います（同条3項）。

第3章 SECTION 2 所有権・用益物権・占有権 共有

(2) 共有物の変更・管理・保存

【共有物の変更・管理・保存】

管理（最広義）		意義	具体例	要件
変更 （軽微以外）		共有物の形状・効用の著しい変更	①建物の解体 ②山林の伐採 ③田畑の宅地への転用 ④共有物全部の処分 ⑤長期賃借権等の設定	共有者全員の同意 ^{*1} （251 I）
管理 （広義）	軽微 変更	共有物の形状・効用の著しい変更を伴わないもの	①共有物の使用方法の決定 ②共有物の管理者（252の2）の選任・解任 ③短期 ^{*2} 賃借権等の設定（252IV） ④賃貸借契約の解除	持分の価格の過半数の決定 ^{*3} （252 I 前段）
	管理 （狭義）	共有物の利用・改良		
保存		共有物の現状の維持・保存	①共有物の修繕 ②不法占有者に対する返還請求 ③共有物の侵害に対する妨害排除請求	共有者単独（252V）

*1 所在等不明共有者がいる場合には、裁判所の決定を得て、所在等不明共有者以外の共有者全員の同意により、共有物に変更を加えることができる（251条2項）。

*2 山林：10年、その他の土地：5年、建物：3年、動産：6カ月を超えない期間。

*3 ①所在等不明共有者、②賛否不明の共有者がいる場合には、裁判所の決定を得て、①②以外の共有者の持分の過半数により、管理に関する事項を決定することができる（252条2項）。

(3) 共有物に関する負担

① 共有物の「**管理の費用**」その他「**負担**」（公租公課等）は、**各共有者が持分に応じて負担**します（253条1項）。「管理の費用」には、狭義の管理の費用だけでなく、保存・変更の費用も含まれます。たとえば、事例で乙建物を共有する場合において、乙建物が雨漏りするので、Aが修繕をDに依頼し、代金30万円を支払ったとき、BとCは10万円ずつ修繕費用を負担し、Aは、BとCに各10万円の支払いを請求できます。

この負担義務を1年以内に履行しない共有者に対しては、他の共有者（費用を立て替えたAに限りません）は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得できます（同条2項）。

② 共有者が他の共有者に対して有する**共有物に関する債権**（①の例で、AがBまたはCに対して有する各10万円の債権）は、債務者たる共有者（BまたはC）

INPUT

の**特定承継人**（共有持分の譲受人）に対しても行使できます（254条）。

④ 持分の対内的主張

事例で乙建物を共有する場合を例に説明します。

- ① 共有者の1人Aが**他の共有者B・Cの同意を得ずに**乙建物に**変更**を加える行為（251条1項）をした場合、BやCは、その**行為の禁止**を求めることができ、原則として**原状回復**を求めることもできます（最判平10.3.24）。
- ② **共有者の1人A**が勝手に**単独名義の登記**をした場合、BやCは、その全部の抹消登記手続は請求できず、自己の持分の限度で**一部抹消（更正）登記手続**だけを請求できます（最判昭38.2.22、最判昭59.4.24）。
- ③ **共有者の1人A**が勝手に乙建物を**単独で占有**している場合、判例は、持分の価格が乙建物の価格の過半数に満たない少数持分権者Aも、自己の持分に基づいて乙建物を使用収益（占有）する権限を有すること（249条1項）を理由に、持分の価格が乙建物の価格の過半数を超える**多数持分権者B・C**は、**乙建物を現に占有する少数持分権者**に対し、**当然に乙建物全体の明渡しを請求することはできず**、その明渡請求が認められるためには、その**明渡しを求める理由を主張し立証しなければならない**としています（最判昭41.5.19）。ただし、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定できるので（252条1項後段）、B・Cは、A以外の者に乙建物を使用させる旨の決定をすれば、乙建物の明渡しを求める理由が認められ、Aに対し、乙建物の明渡しを請求できることとなります。

④ 共有の対外関係

① 持分の対外的主張

- ① **第三者**が共有物を侵害している場合、**各共有者**は、**共有物全体**につき、**単独で妨害排除や返還**を請求できます（大判大10.7.18等）。各共有者が単独で請求できるのは、**保存行為**（252条5項）であるからと考えられます。
- ② AB共有の不動産につき共有者Bから**第三者C**への**不実の持分移転登記**が行われた場合、その登記によって共有不動産に対する妨害状態が生じているといえるので、共有者の1人Aは、Cに対し、**妨害排除請求権の行使**として、**単独でその持分移転登記の抹消登記手続**を請求できます（最判平15.7.11）。
- ③ 第三者による共有物侵害（**不法行為**）を理由とする損害賠償請求権（709条）は、各共有者に持分の割合に応じて分割帰属するから（427条）、各共有者は、**単独**ではその**持分相当額の損害賠償**しか請求できません（最判昭41.3.3）。

第3章 SECTION 2

所有権・用益物権・占有権 共有

(2) 共有関係の対外的主張

共有者が**共有関係**にあることを**第三者**に対して**訴訟で主張**するには、固有必要的共同訴訟（民事訴訟法40条1項）として、**共有者全員**が原告となる必要があります（最判昭46.10.7）。一部の者が提訴して敗訴すると、その判決の既判力は他の共有者にも及び、同じ訴えを提起できなくなるからです。

5 共有物の分割

(1) 分割の自由と制限

各共有者は、原則として、**いつでも共有物の分割を請求することができます**（256条1項本文）。ただし、**5年**を超えない期間内で分割をしない旨の契約（**不分割契約**）をすることができます（同項但書）。不分割契約は更新できますが、その期間は5年を超えることができません（同条2項）。

(2) 分割の手續

共有物の分割は、**共有者間の協議**によるのが原則ですが（協議分割）、協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、その分割を**裁判所**に請求できます（裁判分割。258条1項）。

(3) 分割の方法

事例で甲土地（時価3,000万円）を共有している場合を例に説明します。

協議分割の場合、分割方法に制限はなく、①**現物分割**（甲土地を3等分する）、②**代金分割**（甲土地を3,000万円で売却して1,000万円ずつ分ける）、③**賠償分割**（共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部または一部を取得させる方法）のどれでも自由に選べます。

裁判分割の場合、①**現物分割または賠償分割が原則**であり（258条2項）、②これらの分割ができないとき、または分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときに、**競売による代金分割**が行われます（同条3項）。なお、判例は、①共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であり、②その者に取得させても共有者間の実質的公平を害しないと認められる特段の事情がある（適正な評価がされ、賠償の支払能力がある）場合には、共有物（甲土地）を共有者の1人（A）の単独所有とし、この者から他の共有者（B・C）に対して持分の価格を賠償させる全面的価額賠償の方法によることも許されるとしています（最判平8.10.31）。

INPUT

6 所在等不明共有者の持分の取得・譲渡

不動産の共有において、所在等不明共有者（必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明な共有者）がいる場合（事例で、甲土地を共有する場合において、Cが所在等不明共有者の場合）に、共有関係を整理・解消する方法として下記の規定が置かれています。

(1) 所在等不明共有者の持分の取得

裁判所は、共有者（A）の請求により、その共有者に、当該所在等不明共有者（C）の持分（3分の1）を取得させる旨の裁判をすることができます（262条の2第1項前段）。この請求をした共有者が2人以上（A・B）いるときは、所在等不明共有者（C）の持分を、請求をした各共有者の持分割合で按分して（各6分の1）取得させます（同項後段）。なお、所在等不明共有者（C）は、その持分を取得した共有者（A）に対し、当該共有者が取得した持分（3分の1）の時価相当額の支払請求権を取得します（同条4項）。

(2) 所在等不明共有者の持分の譲渡

裁判所は、共有者（A）の請求により、その共有者に、所在等不明共有者（C）以外の共有者の全員（A・B）が特定の者Dに対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として、所在等不明共有者（C）の持分（3分の1）を当該特定の者Dに譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができます（262条の3第1項）。これにより、所在等不明共有者がいる場合でも、共有不動産全体を特定の第三者に譲渡する（共有関係を解消する）ことが可能となります。なお、譲渡権限を付与された共有者（A）がその権限を行使して所在等不明共有者（C）の持分（3分の1）を第三者（D）に譲渡したときは、所在等不明共有者（C）は、譲渡をした共有者（A）に対し、不動産の時価相当額のうち所在等不明共有者の持分（3分の1）に応じて按分して得た額の支払請求権を取得します（同条3項）。

第3章

所有権
・
用益物権
・
占有権

【2022-23 過去問解きまくり！ 民法 I 訂正表】2023年02月13日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
468	問題 130	問題文 2 行目	(特別区 2014)	(特別区 2014 改題)	2023/02/13 訂正
468	問題 130	肢 4 1 行目	<u>隣人</u> の承諾を得なければ	居住者の承諾を得なければ	2023/02/13 訂正
469	問題 130	肢 1	隣地の竹木の <u>枝</u> が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、 <u>その枝を切除させることができる</u> (民法 233 条 1 項)。これに対して、隣地の竹木の <u>根</u> が境界線を越えるときは、 <u>自らその根を切り取ることができる</u> (同条 2 項)。	<u>土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者(竹木が数人の共有に属するときは各共有者)に、その枝を切除させることができる(民法 233 条 1 項・2 項)。ただし、例外として、①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、相当の期間内に切除しないとき、②竹木の所有者やその所在を知ることができないとき、③急迫の事情があるときは、土地の所有者が自ら越境した枝を切り取ることができる(同条 3 項)。これに対して、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、土地の所有者が自らその根を切り取ることができる(同条 4 項)。</u>	2023/02/13 訂正
469	問題 130	肢 4	土地の所有者は、 <u>境界またはその付近で障壁や建物を建築したり修繕したりするため必要な範囲内で、隣地の使用を請求できる</u> (民法 209 条 1 項本文)。隣人が隣地の使用を承諾しない場合は、 <u>裁判所で承諾に代わる判決(民法 414 条 2 項但書)を得て立ち入ることができる</u> 。しか	土地の所有者は、①境界・その付近の障壁・建物その他の工作物の築造・収去・修繕、②境界標の調査・境界に関する測量、③民法 233 条 3 項による越境した枝の切り取り(肢 1 の解説参照)のため必要な範囲内で、 <u>隣地を使用することができる</u> (民法 209 条 1 項本文)。しかし、住家に	2023/02/13 訂正

			し、 <u>隣家（隣人の住家）</u> に立ち入るためには、 <u>隣人自身の意思に基づく承諾が必要であり（民法209条1項但書）</u> 、判決によって承諾に代えることはできない（通説）。 <u>隣人の人格的利益を侵害する可能性もあるからである。</u>	立ち入るためには、 <u>居住者自身の意思に基づく承諾が必要であり（同項但書）</u> 、判決によって承諾に代えること（ <u>民事執行法177条</u> ）はできない（通説）。 <u>居住者の人格的利益を侵害する可能性もあるからである。</u>	
474	問題 132	問題文 2行目	（特別区 2019）	（特別区 2019 改題）	2023/02/13 訂正
474	問題 132	肢 1 1行目	<u>隣人の承諾があれば、隣人の住家に立ち入ることができるが、隣人が承諾しないときは</u>	<u>居住者の承諾があれば、隣地の住家に立ち入ることができるが、居住者が承諾しないときは</u>	2023/02/13 訂正
475	問題 132	肢 1	<u>土地の所有者は、境界付近において障壁を修繕するため、必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができるが、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない（民法209条1項）。</u> しかし、通説によれば、 <u>隣家に立ち入るためには隣人の自由な意思による承諾が必要であり、裁判所の判決（民事執行法177条）によって代えることはできない。</u> 隣人のプライバシー権に配慮したためである。	土地の所有者は、①境界・その付近の障壁・建物その他の工作物の築造・取去・修繕、②境界標の調査・境界に関する測量、③民法233条3項による越境した枝の切取りのため必要な範囲内で、 <u>隣地を使用することができる（民法209条1項本文）。</u> ただし、 <u>住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない（同項但書）。</u> 通説によれば、 <u>住家に立ち入るためには居住者の自由な意思による承諾が必要であり、裁判所の判決（民事執行法177条）によって承諾に代えることはできない。</u> 居住者のプライバシー権に配慮したためである。	2023/02/13 訂正
476	ガイダンス	3行目	（民法249条）	（民法249条1項）	2023/02/13 訂正
476	ガイダンス	4行目	（民法251条）	（民法251条1項）	2023/02/13 訂正
476	ガイダンス	5行目	（民法252条本文）	（民法252条1項）	2023/02/13 訂正

476	ガイダンス	6行目	(民法 252 条 <u>但書</u>)	(民法 252 条 <u>5項</u>)	2023/02/13 訂正
477	必修問題	肢 1 6行目	(民法 252 条 <u>本文</u>)	(民法 252 条 <u>1項</u> 前段)	2023/02/13 訂正
477	必修問題	肢 2 4行目	(民法 252 条 <u>但書</u>)	(民法 252 条 <u>5項</u>)	2023/02/13 訂正
477	必修問題	肢 5 1行目	(民法 251 条)	(民法 251 条 <u>1項</u>)	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢ア 2行目	(民法 249 条)	(民法 249 条 <u>1項</u>)	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢イ 2行目	(民法 251 条)	(民法 251 条 <u>1項</u>)	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢イ 4行目	(民法 252 条 <u>本文</u>)	(民法 252 条 <u>1項</u> 前段)	2023/02/13 訂正
483	問題 133	肢イ 6行目	(同条 <u>但書</u>)	(同条 <u>5項</u>)	2023/02/13 訂正
485	問題 134	肢ア 1行目	(民法 252 条 <u>但書</u>)	(民法 252 条 <u>5項</u>)	2023/02/13 訂正
485	問題 134	肢エ 2行目	(民法 252 条 <u>本文</u>)	(民法 252 条 <u>1項</u> 前段)	2023/02/13 訂正
486	問題 135	問題文 2行目	(特別区 2012)	(特別区 2012 <u>改題</u>)	2023/02/13 訂正
486	問題 135	肢 3 2行目	共有物の変更の場合を除き	共有物の形状又は効用に著しい変更を加える場合を除き	2023/02/13 訂正
487	問題 135	肢 1 2行目	(民法 249 条)	(民法 249 条 <u>1項</u>)	2023/02/13 訂正
487	問題 135	肢 2	共有物の分割については、まず共有者間の協議によって行うが、その協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求できる（民法 258 条 1 項）。そして、裁判による分割の方法は、現物分割が原則であり、①それが不可能なとき、または②現物分割によるとその価格を著しく減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる（同条 2 項）。	共有物の分割については、まず共有者間の協議によって行うが、その協議が調わないとき、 <u>または協議ができないときは、その分割を裁判所に請求できる（民法 258 条 1 項）</u> 。そして、裁判による分割の方法は、 <u>現物分割または賠償分割が原則であり（同条 2 項）</u> 、①それらによる分割が不可能なとき、または②分割によってその価格を著しく減少させ	2023/02/13 訂正

				るおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる（同条3項）。	
487	問題 135	肢 3	共有物の管理に関する事項は、①共有物の変更の場合は他の共有者の同意を得なければならぬが（民法 251 条）、②それ以外の場合は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する（民法 252 条本文）。ただし、③共有物の保存行為は、各共有者が単独ですることができる（同条但書）。	共有物の管理に関する事項（広義）のうち、①共有物の形状・効用に変更を加える行為（形状・効用の著しい変更を伴わないもの〔軽微変更〕を除く）については、他の共有者の同意を得なければならぬが（民法 251 条1項）、②共有物の変更を伴わずに、共有物を利用・改良する（狭義の）管理行為（軽微変更を含む）については、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する（民法 252 条1項前段）。これに対して、③共有物の現状を維持・保存する保存行為については、各共有者が単独ですることができる（同条5項）。	2023/02/13 訂正
487	問題 135	肢 5 3 行目	（民法 958 条の3）	（民法 958 条の2）	2023/02/13 訂正
488	問題 136	問題文 2 行目	（裁判所職員 2014）	（裁判所職員 2014 改題）	2023/02/13 訂正
488	問題 136	肢ア 4 行目	甲土地の明渡しを請求することができる。	当然に甲土地の明渡しを請求することができる。	2023/02/13 訂正
489	問題 136	肢ア	甲土地の共有者の1人であるAは、他の共有者B・Cとの協議を経ずに当然に甲土地を単独で占有する権限を有するものではない。しかし、判例は、B・Cの共有持分を合計すると過半数を超えるからといって、B・C（多数持分権者）は、甲土地を単独で占有するA（少数持分権者）	持分（3分の1）の価格が共有物（甲土地）の価格の過半数に満たない（少数持分権者）Aは、他の共有者（B・C）の協議（承諾）を経ないで当然に共有物を単独で占有する権限を有するものではないが、そのAも、自己の持分に基づいて共有物を使用収益（占有）する権限を有する	2023/02/13 訂正

			<p>に対して当然に甲土地の明渡しを請求できるものではないとしている（最判昭41.5.19）。確かに、B・Cの持分は侵害されているが、Aも持分に応じて共有物の全部を使用収益する権限を有するので（民法249条）、Aに対する共有物全部の明渡請求を認めることは、Aの使用収益を妨げることになるからである。</p>	<p>（民法249条1項）。そこで、判例は、他の共有者BおよびCは、その持分（3分の2）の価格が共有物の価格の過半数を超える（<u>多数持分権者</u>）からといって、甲土地を現に占有する少数持分権者Aに対し、当然に甲土地の明渡しを請求することができず、その明渡請求が認められるためには、その明渡しを求める理由を主張し立証しなければならないとしている（最判昭41.5.19）。なお、2021（令和3）年改正により、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができることとされた（民法252条1項後段）。したがって、AがBおよびCの承諾を得ずに単独で甲土地を占有している場合であっても、持分の過半数（3分の2）を有するBおよびCは、Aとは別の共有者に甲土地を使用させる旨の決定をすれば、甲土地の明渡しを求める理由が認められ、Aに対し、甲土地の明渡しを請求できることになる。</p>	
489	問題 136	肢イ	<p>判例は、甲土地の共有者の1人であるAが単独で占有していることにより持分に応じた使用が妨げられている他の共有者B・Cは、Aに対して、持分割合に応じて占有部分にかかる地代相当額の不当利得金（民法703条・704条）ないし損害賠償金（民法709条）の支払いを請求できるとしている（最判平</p>	<p>甲土地の共有者の1人であるAは、他の共有者B・Cの承諾を得ずに単独で甲土地を占有する権限を有するわけではない（記述アの解説参照）。したがって、Aが単独で甲土地を占有していることにより持分に応じた使用が妨げられているB・Cは、Aに対して、持分割合に応じて損害賠償金（民法709</p>	2023/02/13 訂正

			12.4.7)。	<u>条)の支払いを請求することができる (最判平12.4.7)。</u> <u>なお, B・Cの承諾を得ずに単独で甲土地を占有するAは, B・Cに対し, 自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う (民法249条2項)。</u>	
490	問題 137	問題文 3行目	(裁事 2020)	(裁事 2020 <u>改題</u>)	2023/02/13 訂正
490	問題 137	肢エ 2行目	甲土地全体の明渡しを請求することができる。	当然に甲土地全体の明渡しを請求することができる。	2023/02/13 訂正
491	問題 137	肢ア 3行目	(民法 252 条 <u>但書</u>)	(民法 252 条 <u>5項</u>)	2023/02/13 訂正
491	問題 137	肢イ 2行目	(民法 252 条 <u>本文</u>)	(民法 252 条 <u>1項前段</u>)	2023/02/13 訂正
491	問題 137	肢ウ 3行目	<u>甲土地をAの単独所有とし, AからBに対して持分の価格を賠償させる方法 (価格賠償) も可能である。これに対して, 裁判による分割 (民法 258 条1項) の場合, 現物分割が原則であり, それが不可能なとき, または現物分割によると著しくその価格を減少させるおそれがあるときに, 競売による代金分割が行われる (同条2項)。</u> <u>ただし, 判例は,</u>	<u>一部の共有者Aに債務を負担させて, 他の共有者Bの持分の全部または一部を取得させる方法 (賠償分割。従来の価格賠償) も可能である。これに対して, 裁判による分割 (民法 258 条1項) の場合, 現物分割または賠償分割が原則であり (同条2項), それらによる分割が不可能なとき, または分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときに, 競売による代金分割が行われる (同条3項)。</u> <u>なお, 判例は,</u>	2023/02/13 訂正
491	問題 137	肢エ	<u>共有者の1人Aが他の共有者Bに無断で甲土地 (共有物) 全体を単独で占有している場合, Bは, 自己の共有持分が過半数を超える (多数持分権者) からといって, Aに対し, 当然に甲土地全体の明渡しを求め</u> <u>ることはできない (最判昭</u>	<u>持分 (3分の1) の価格が共有物 (甲土地) の価格の過半数に満たない (少数持分権者) Aは, 他の共有者Bに無断で甲土地を単独で占有する権限を有するものでないが, そのAも, 自己の持分に基づいて甲土地を使用収益 (占有) す</u>	2023/02/13 訂正

			41.5.19)。自己の共有持分が過半数に満たない(少数持分権者)Aも、自己の持分に基づいて甲土地全体を使用収益する権限を有する(民法249条)からである。	る権限を有する(民法249条1項)。そこで、判例は、Bは、自己の持分(3分の2)が過半数を超える(多数持分権者)からといって、甲土地を現に占有する少数持分権者Aに対し、当然に甲土地全体の明渡しを請求することはできず、その明渡請求が認められるためには、その明渡しを求める理由を主張し立証しなければならないとしている(最判昭41.5.19)。なお、2021(令和3)年改正により、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができることされた(民法252条1項後段)。したがって、AがBに無断で甲土地を単独で占有している場合であっても、持分の過半数を有するBは、A以外の者に甲土地を使用させる旨の決定をすれば、甲土地の明渡しを求める理由が認められ、Aに対し、甲土地の明渡しを請求できることになる。	
492	問題 138	問題文 2行目	(国家総合職 2017)	(国家総合職 2017 改題)	2023/02/13 訂正
492	問題 138	肢ア 3行目	同法第 958 条の <u>3</u>	同法第 958 条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
493	問題 138	(参考) 6行目	第 958 条の <u>3</u>	第 958 条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 2行目	民法 958 条の <u>3</u>	民法 958 条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 3行目	民法 958 条の <u>3</u>	民法 958 条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 7行目	(民法 958 条の <u>3</u>)	(民法 958 条の <u>2</u>)	2023/02/13 訂正

494	問題 138	肢ア 10 行目	民法 958 条の <u>3</u>	民法 958 条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ア 12 行目	民法 958 条の <u>3</u>	民法 958 条の <u>2</u>	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢イ 2 行目	(民法 251 条)	(民法 251 条 <u>1 項</u>)	2023/02/13 訂正
494	問題 138	肢ウ	判例は、共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数に満たない <u>少数持分権者</u> が、他の共有者の協議を経ないで、 <u>共有物を単独で占有する場合</u> であっても、共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数を超える <u>多数持分権者</u> は、 <u>当該少数持分権者に対して、当然に共有物の明渡しを請求することができるものではないとする</u> (最判昭 41. 5. 19)。少数持分権者も自己の持分に基づいて共有物の全部を使用収益する権限を有する(民法 249 条)からである。したがって、 <u>多数持分権者が少数持分権者に対して共有物の明渡しを請求するためには、明渡しを求める理由を主張し立証しなければならない</u> (同判決)。	共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数に満たない <u>少数持分権者</u> は、他の共有者の協議を経ないで共有物を単独で占有する <u>権限を有するものでないが、その少数持分権者も、自己の持分に基づいて共有物を使用収益(占有)する権限を有する</u> (民法 249 条 1 項)。そこで、判例は、共有物の持分の価格が共有物の価格の過半数を超える <u>多数持分権者</u> は、 <u>共有物を現に占有する少数持分権者</u> に対し、 <u>当然に共有物全体の明渡しを請求することはできず、その明渡請求が認められるためには、その明渡しを求める理由を主張し立証しなければならない</u> としている(最判昭 41. 5. 19)。なお、2021(令和 3)年改正により、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができる <u>とされた(民法 252 条 1 項後段)</u> 。したがって、 <u>少数持分権者が多数持分権者に無断で共有物を単独で占有している場合であっても、持分の過半数を有する多数持分権者は、少数持分権者以外の者に共有物を使用させる旨の決定をすれば、共有物の明渡しを求める理由が認められ、少</u>	2023/02/13 訂正

				数持分権者に対し、共有物の明渡しを請求できることになる。	
494	問題 138	肢オ	裁判所による共有物の分割方法は、 <u>現物分割が原則</u> であり、それが不可能なとき、または <u>現物分割によ</u> ると著しくその <u>価格を減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる</u> （民法 258 条 2 項）。 <u>それでは、価格賠償は認められるか。</u> この点について、判例は、	<u>裁判による共有物の分割</u> （民法 258 条 1 項）の方法は、 <u>現物分割または賠償分割（価格賠償）が原則</u> であり（同条 2 項）、それらによる分割が不可能なとき、または分割によってその <u>価格を著しく減少させるおそれがあるときに、競売による代金分割が行われる</u> （同条 3 項）。 <u>賠償分割に関して、判例は、</u>	2023/02/13 訂正
503	問題 140	肢 C 2 行目	（民法 252 条 <u>但書</u> ）	（民法 252 条 5 項）	2023/02/13 訂正
509	問題 146	肢 4 2 行目	（民法 251 条参照）	（民法 251 条 1 項参照）	2023/02/13 訂正
549	章末 CHECK	A 7 1 行目	持分の過半数である（民法 252 条 <u>本文</u> ）。	持分の <u>価格の過半数</u> である（民法 252 条 1 項 <u>前段</u> ）。	2023/02/13 訂正
549	章末 CHECK	A 8 1 行目	（民法 958 条の <u>3</u> ）	（民法 958 条の <u>2</u> ）	2023/02/13 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報が L E C 公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>）に掲載された日付です。

【2022-23 過去問解きまくり！ 民法Ⅱ 訂正表】2023年02月13日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
660	ミニ知識	—	旧 822 条では……削除 されました。	全文削除（※2022年12 月16日民法改正によ り、懲戒権に関する822 条が削除されたため）	2022/12/26 訂正
676	ミニ知識 (1つ目)	3行目	(民法958条の3)	(民法958条の2)	2023/02/13 訂正
676	ミニ知識 (2つ目)	—	共同相続とは、2人以 上の相続人が共同して 相続する相続形態のこ とです。共同相続では、 相続財産が相続人各人 に分割されますが、分 割まで各相続人は相続 分に応じて相続財産を 共有することになりま す(民法898条・899条)。	相続人が1人のみの場 合を単独相続、複数いる 場合を共同相続とい います。共同相続では、遺 産分割によって相続財 産の最終的な帰属が確 定しますが、それまで相 続財産は相続人の共有 に属し(民法898条1 項)、共同相続人は法定 相続分または指定相続 分に応じた持分を有す ることになります(同条 2項)。	2023/02/13 訂正
680	6(1)	—	相続人が数人いる場 合、これらの共同相続 人は、遺言によって遺 産分割の方法が指定さ れているか、遺産分割 が禁止されていない限 り、協議によって遺産 の全部または一部の分 割をすることができます (民法907条1項)。 さらに、遺産分割協議 が調わないか、または 協議することができな いときには、家庭裁判 所に遺産分割を請求す ることができます(同 条2項本文)。	共同相続人間の遺産共 有は暫定的・過渡的なも のであって、 <u>遺産分割</u> によって最終的な相続財 産の帰属が確定します。 遺産分割の方法は、①被 相続人の遺言による遺 産分割の方法の指定 (908条1項)があれば、 これが優先されます (<u>指定分割</u>)。②遺言に よる指定がない場合、共 同相続人は、原則とし て、いつでも、その協議 で、遺産の全部または一 部を分割できます(<u>協議 分割</u> 。民法907条1項)。 ただし、被相続人の遺言 (民法908条1項)、共 同相続人間の不分割契 約(同条2項・3項)、	2023/02/13 訂正

				家庭裁判所の審判(同条4項・5項)によって分割を禁止できます(いずれも期間は原則5年以内)。③遺産分割協議が不調・不能の場合、各共同相続人は、家庭裁判所に遺産分割の審判を申し立てることができる(審判分割。民法907条2項)。	
690	問題 206	問題文 2行目	(国家総合職 2018)	(国家総合職 2018 改題)	2023/02/13 訂正
690	問題 206	(参考) 3行目	共有者間に協議が調わないときは、	共有者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、	2023/02/13 訂正
690	問題 206	(参考) 5行目	(第2項略)	(第2項以下略)	2023/02/13 訂正
691	問題 206	肢ア 2行目	(898条)	(898条1項)	2023/02/13 訂正
691	問題 206	肢ア 7行目	(最判昭 62.9.4)。	(最判昭 62.9.4)。なお、2021(令和3)年民法改正により、上記判例が明文化される(民法258条の2第1項)とともに、相続開始時から10年経過後は、共有物分割請求訴訟も原則として可能とされた(同条2項)。	2023/02/13 訂正
692	問題 206	肢エ 5行目	(民法 908条)	(民法 908条1項)	2023/02/13 訂正
692	問題 208	肢 2 1行目	(民法 908条)	(民法 908条1項)	2023/02/13 訂正
702	必修問題	問題文 2行目	(国家一般職 2020)	(国家一般職 2020 改題)	2023/02/13 訂正
702	必修問題	肢イ	相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、善	相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は相続財産の清	2023/02/13 訂正

			<p>良な管理者の注意をもって、その財産の<u>管理を継続</u>しなければならない。</p>	<p>算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、善な管理者の注意をもって、その財産を<u>保存</u>しなければならない。</p>	
703	必修問題	肢イ 5行目	(民法 918 条 1 項)	(民法 918 条)	2023/02/13 訂正
703	必修問題	肢イ 7行目	<p>相続の放棄をした者は、その放棄によって<u>相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで</u>、「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって、その財産の<u>管理を継続</u>しなければならない (民法 940 条 1 項)。</p>	<p>相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、<u>相続人または相続財産の清算人 (民法 952 条 1 項) に対して当該財産を引き渡すまでの間</u>、「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって、その財産を<u>保存</u>しなければならない (民法 940 条 1 項)。</p>	2023/02/13 訂正
706	問題 209	肢ウ	<p>相続の放棄をした者は、その放棄によって<u>相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで</u>、善な管理者の注意をもって、その財産の<u>管理を継続</u>しなければならない。</p>	<p>相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、<u>相続人又は相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間</u>、善な管理者の注意をもって、その財産を<u>保存</u>しなければならない。</p>	2023/02/13 訂正
707	問題 209	肢ウ 2行目	<p>その放棄によって<u>相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで</u>、「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって、その財産の<u>管理を継続する義務を負う</u> (民法 940 条 1 項)。</p>	<p>その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、<u>相続人または相続財産の清算人 (民法 952 条 1 項) に対して当該財産を引き渡すまでの間</u>、「自己の財産におけるのと同一の注意」をもって、その財産を<u>保存</u>しなければならない (民法 940 条 1 項)。</p>	2023/02/13 訂正
710	2	2行目	②遺産分割方法の指定 (民法 908 条)	②遺産分割方法の指定 (民法 908 条 1 項)	2023/02/13 訂正

733	問題 217	肢 3 1 行目	(民法 898 条)	(民法 898 条 <u>1</u> 項)	2023/02/13 訂正
739	問題 220	肢エ 3 行目	(民法 898 条)	(民法 898 条 <u>1</u> 項)	2023/02/13 訂正
741	章末 CHECK	A 3 2 行目	(民法 958 条の <u>3</u> 参照)	(民法 958 条の <u>2</u> 参照)	2023/02/13 訂正
741	章末 CHECK	A 7 1 行目	(民法 908 条)	(民法 908 条 <u>1</u> 項)	2023/02/13 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』
(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL22629